

平成31年 2月12日

## 異議申立書

東京大学科学研究行動規範委員会  
委員長 殿

所 属  
連絡先 t.yanagi@  
氏 名 申立者 代理人  
弁護士 柳原 敏夫

平成31年2月4日付け東大研倫発第46号にて通知のありました調査を行う委員について、東京大学科学研究行動規範委員会規則第9条第5項に基づき、下記のとおり2名の委員につき異議を申立てます。

### 記

#### 1. 委員(長)名

氏(専門委員)

氏(専門委員)

#### 2. 理由

##### (1)、はじめに

東京大学科学研究行動規範委員会規則は調査委員会の構成員の異議申立てにつき、単に異議申立ての手續を定めるだけで(9条5及び6項)いかなる場合に異議申立ての理由が認められるか定めていない。ところで構成員の異議申立ては、裁判における裁判官の忌避(民訴法24条、刑訴法21条参照)と同様の趣旨に出た制度であり、従って、異議申立ての理由についても裁判官の忌避の理由「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるとき」(民訴法24条1項)と同様に考えるのが適切である。すなわち、異議申立ての理由とは「構成員について調査の公正を妨げるべき事情があるとき」である。

次に、「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるとき」とは、民訴法の通説的な教科書によれば、次のように解されている。《当事者が「不公平な裁判をするおそれがある

る」との不信の念を持つのがもっともであるといえる、裁判官と事件との特殊な結びつきを示す客観的な事情をいう。たとえば、裁判官が当事者の一方と親友であったり仇敵であったりする場合、事件について経済的な特別の利害を持っている場合、また事件について鑑定をしたことがある場合などがこれにあたる。》(新堂幸司「新民事訴訟法」70頁)

従って、異議申立ての理由である「構成員について調査の公正を妨げるべき事情があるとき」についても、同様に次のように解するのが適切である。

《当事者が「不公平な調査をするおそれがある」との不信の念を持つのがもっともであるといえる、構成員と研究・論文との特殊な結びつきを示す客観的な事情をいう。たとえば、構成員が当事者の一方と親友であったり仇敵であったりする場合、研究・論文について経済的な特別の利害を持っている場合、また研究・論文について査読・評価をしたことがある場合などがこれにあたる。》

異議申立ての理由の意義について、以上の解釈を前提にして、以下、具体論を述べる。

(2)、 氏について

ア、 氏の肩書

氏(以下、「氏」という)は、NPO法人放射線安全フォーラム(以下、「放射線安全フォーラム」という)の理事を務めている。この事実が「構成員について調査の公正を妨げるべき事情があるとき」の判断にどのような影響を及ぼすかについて、以下、詳述する。

イ、被申立人と千代田テクノル株式会社との関係

既に2019年1月16日付申立書の補充書(1)第2、1、で主張した通り、本研究においては、本研究の研究計画書を福島県立医大の倫理審査委員会に提出した2015年11月2日に先立つ9月13日に、被申立者は本データの解析結果をグラフにして公表しており、この離れ技を可能にしたのはひとえに、伊達市と契約し、個人の外部被ばく線量を計測・データベース構築・結果分析業務の3つの業務を受託した千代田テクノル株式会社(以下、千代田テクノルという)からのデータ提供によるものである(この点も次の証拠から明らかになっている。「千代田テクノルのデータを研究に使用認める? 宮崎・早野論文」<sup>1)</sup>)

つまり、本研究について被申立者と千代田テクノルは一心同体であり、千代田テクノル抜きには本件研究不正の真の当事者は語れない。

ウ、千代田テクノルとNPO法人放射線安全フォーラムの関係

結論を言えば、千代田テクノルは放射線安全フォーラムの生みの親であり、育ての親であり、財政面、運営面全般にわたる後見人である。

放射線安全フォーラムは、1985年に設立した「放射線防護研究会(SS研)」を前身とし、「放射線安全」に関する科学技術・知識の普及や政策提言を行う団体であるが、その

---

<sup>1</sup> <http://www.ourplanet-tv.org/?q=node/2363>

実態は千代田テクノルの取締役が代々、理事を歴任し（NPO 設立時の副理事長が千代田テクノルの現会長細田敏和氏）、事務局を千代田テクノルが担ってきたからである。

#### エ、被申立人と放射線安全フォーラムの関係

前記イとウで明らかにされた関係から、被申立人と放射線安全フォーラムがどのような緊密な関係にあるかも容易に推察がつく。事実、被申立人は、2014年2月15日、放射線安全フォーラム主催の放射線防護研究会に呼ばれ、千代田テクノル線量計測技術部長とともに講演した<sup>2</sup>。また本研究の出発点になった個人線量データは、放射線安全フォーラムの副理事長だった田中俊一氏や理事の多田順一郎氏らが、東京電力福島第一原子力発電所事故後、伊達市で除染活動を展開し、市政アドバイザーに就任し、彼らの助言により、ガラスバッジを用いた個人線量計測が導入されて当該データが得られたものである。

#### オ、三者の関係

以上から、被申立人と千代田テクノルと放射線安全フォーラムは本研究に関し、一心同体、お互いに連携して本研究のデータを準備し、利用したという二人三脚ならぬ三人四脚の極めて密接な関係にある。従って、千代田テクノルと放射線安全フォーラムは、本研究の中で執筆した2つの論文（以下、本論文という）の成り立ちやデータの作成に大きく関係しており、本件調査の結果に対しても極めて重大な利害関係を持っていると言えることができる。

#### カ、「不公平な調査をするのがおそれがある」について

そこで今、千代田テクノルの取締役または放射線安全フォーラムの理事といった関係者が調査委員会の構成員に就任した場合には、上述した通り、当該構成員が所属する上記団体と本研究・論文との特殊な結びつきを示す客観的な事情が存在する以上、当該構成員について、申立者が「不公平な調査をするおそれがある」と不信の念を持つのがもっともである。

#### キ、小括

従って、放射線安全フォーラムの理事を務める 氏が調査委員会の構成員に就任したことは、申立者が「不公平な調査をするおそれがある」と不信の念を持つのがもっともであり、「構成員について調査の公正を妨げるべき事情があるとき」に該当する。その上、

氏は、専門委員として任命されており、委員会の議論を大きくリードしうる立場にある。この意味で、 氏を委員に加えた調査によっては、到底公正な結論は期待しがたい。よって、 氏を調査委員とすることに、異議を申し立てる。

#### (3)、 氏について

##### ア、 氏の肩書

氏（以下、「 氏」という）、放射線審議会の委員である。この事実が「構成員について調査の公正を妨げるべき事情があるとき」の判断にどのような影響を及ぼ

<sup>2</sup> [http://www.rsf.or.jp/download/eventreports/EventGuide\\_34.pdf](http://www.rsf.or.jp/download/eventreports/EventGuide_34.pdf)

すかについて、以下、詳述する。

#### イ、被申立人と放射線審議会との関係

放射線審議会は、2018年6月22日開催の総会において、空間線量率と実効線量の関係に関する参考資料の1つとして被申立人らの本論文を選定し、除染などにも関係する被曝の基準に相当程度の裕度があったとまとめた。その後、本論文に倫理違反及び研究不正が指摘されていることを受けて、放射線審議会は2019年1月25日開催の総会において本論文を参考資料から削除するという対応を取ったが、しかし、とりまとめの一任をうけた神谷研二会長は、本論文を資料に再掲載する可能性について言及し、過去に本論文を参考資料として選定したことに対してみずから明確な態度を取ることができず、未だぐらついていることを表明した。これに対し、研究者の一部から放射線審議会の対応が十分とは言えないとする厳しい指摘が出されたのはもっともである（ハーバービジネスオンライン 2019年2月4日付記事「宮崎早野論文を、「削除はするが問題はなし」とした放射線審議会の異常さ」牧野淳一郎氏<sup>3</sup>）。

以上から明らかな通り、放射線審議会は、過去に本論文を検討した上で参考資料として選定した経緯があるため、本論文に対する自らの評価とそれに基づく対応を正当化したいという気持ちをしてにじませている。民事裁判ではこのような場合、どのように対処しているか。(1)で前述した通り、裁判官が「事件について過去に鑑定をしたことがある場合」、裁判官が自らの対応を正当化しなくなるのが人の性であることを踏まえ、「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるとき」に当たるとして忌避の理由にしている。従って、本申立てにおいても、本論文が過去の放射線審議会において検討され参考資料に選定された事実がある以上、当該放射線審議会のメンバーが調査委員会の構成員に就任した場合には、鑑定した裁判官のケースと同様、当該放射線審議会のメンバーが自らの対応を正当化しなくなるのが人の性であることを踏まえると、申立者が「不公平な調査をするおそれがある」と不信の念を持つのがもっともである。

#### ウ、小括

従って、放射線審議会の委員を務める 氏が調査委員会の構成員に就任したことは、申立者が「不公平な調査をするのがおそれがある」と不信の念を持つのがもっともであり、「構成員について調査の公正を妨げるべき事情があるとき」に該当する。その上、氏は、専門委員として任命されており、委員会の議論を大きくリードしうる立場にある。この意味で、氏を委員に加えた調査によっては、到底公正な結論は期待しがたい。

よって、氏を調査委員とすることに、異議を申し立てる。

以上

---

<sup>3</sup> <https://hbol.jp/184914>